

特定個人情報保護評価 (PIA) の変更について

愛知県後期高齢者医療広域連合

R5.2月作成

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

※特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

評価の目的

- 番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする

評価の実施主体

当広域連合は「情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者」に該当

評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務
- ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

特定個人情報保護評価の流れ

計画管理書の作成

特定個人情報保護評価の実施

しきい値判断

- ①対象人数、②取扱者数、③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき実施すべき特定個人情報保護評価の種類を判断

当広域連合は①30万人以上により

基礎項目評価+全項目評価 を実施

基礎項目評価書を、個人情報保護委員会に提出した後、公表

全項目評価書については、住民等の意見聴取を実施し、第三者点検を行った後、個人情報保護委員会に提出し、公表

実施後の手続

- 特定個人情報ファイルの取り扱いに重要な変更を加えようとするときは、特定個人情報保護評価を再実施
- 特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施
- その他の変更が生じたときは、評価書を修正
- 少なくとも1年に1回は評価書の見直しを行うよう努める
- 一定期間（5年）経過前に特定個人情報保護評価を再実施するよう努める

令和4年12月2日
公表

○令和4年度は以下の見直しを実施

公金給付口座のマイナンバー連携事務の追加

令和5年1月30日
公表

所得課税情報に応じた医療費収集機能追加に伴う標準システムのバージョンアップによる記録項目の追加

今回の変更
重要な変更該当

標準システム機器更改及びクラウド化に伴う委託先の追加、データ移行、クラウドサービスの利用による記録項目の追加

特定個人情報保護評価（PIA）の変更

○令和5年度に後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下、標準システム）の機器更改があり、昨今の政府動向等を踏まえ、次期標準システムがクラウド化される。

○クラウドサービス事業者（アマゾンウェブサービス）は委託業務の範囲内で個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わないので、番号法上の委託には該当しない。その場合は、契約によって当該事業者が個人番号をその内容に含む電子データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行う等の措置が講じられていることを確認し、その内容を特定個人情報保護評価書に記載する。

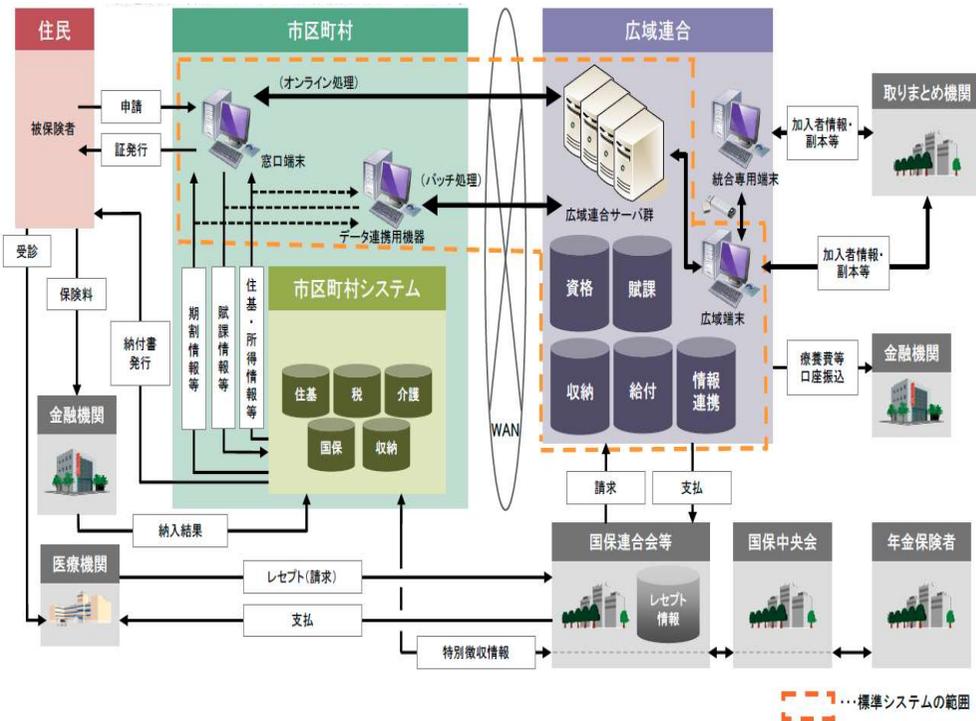
○クラウド環境への移行の際に、既存のシステム環境から特定個人情報ファイルを抽出し、クラウド環境へデータを移し替える作業や、既存のシステム環境に保管されていた特定個人情報の消去、機器の廃棄に係るリスクを軽減させるために講じる措置を特定個人情報保護評価書に記載する。

○クラウドサービスの選定時において適切に情報セキュリティが確保されているサービスを利用することが重要となり、特定個人情報ファイルの保管等については、各クラウドサービスが提供する監査報告書を利用して把握すること等が必要になるため、それぞれに講じる措置を特定個人情報保護評価書に記載する。

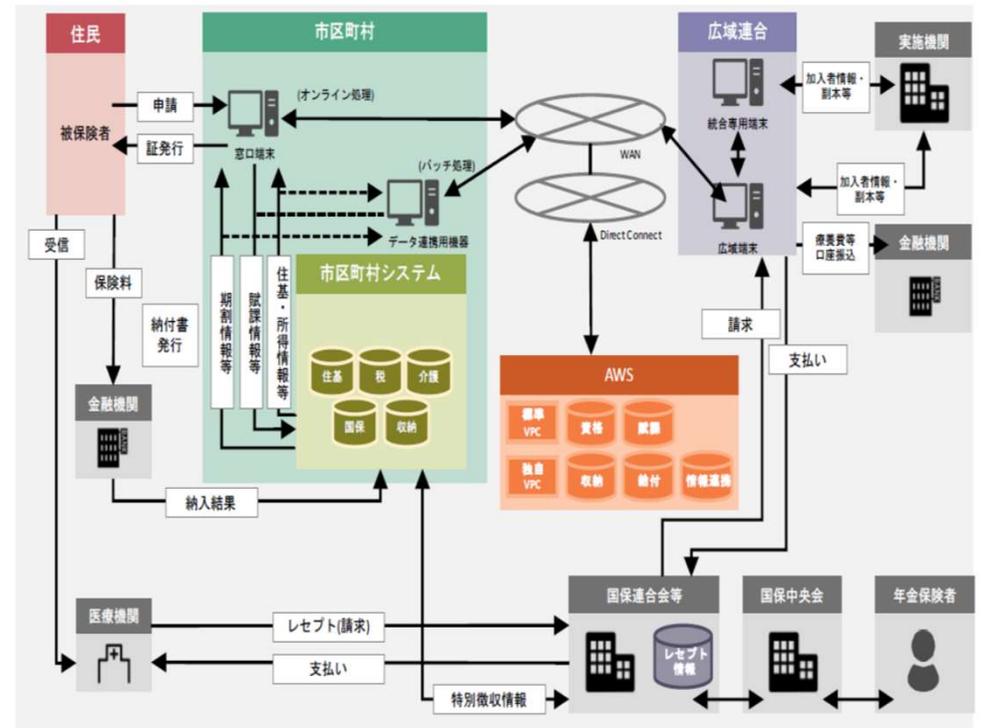
○以上より、**特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の変更が必要**となった。クラウドサービスの利用開始時期は令和5年5月の予定のため、それまでに変更の必要がある。

標準システム全体概要 (現行と次期の比較)

現行標準システムの全体概要図



次期標準システムの全体概要図



※広域連合のデータセンターにあった広域連合サーバ群（サーバ、データベース）がクラウドサービス上に移行する。

特定個人情報保護評価（PIA）の主な変更点

○全項目評価書「**I 基本情報**」「システム1」の名称に注意書きを加える。

「※標準システムは、全国の広域連合が共同して委託する集約機関(国保中央会)が管理する標準システムサーバ群と、広域連合及び構成市区町村に設置される窓口端末で構成される。」

⇒クラウド化する標準システムサーバ群を集約機関（国保中央会）が管理するため。

○全項目評価「**II 特定個人情報ファイルの概要**」「委託事項6」の次に「委託事項7」として「標準システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用業務」を加える。

⇒クラウド化する標準システムサーバ群の保守、運用を集約機関（国保中央会）が行うため。

○全項目評価「**II 特定個人情報ファイルの概要**」「6. 特定個人情報の保管・消去」の「①保管場所」「②保管期間」「③消去方法」について、クラウドサービスに即した内容に変更する。

⇒クラウド化以降は標準システムの特定個人情報はクラウド上のデータベースに保存されるため。

○全項目評価「**III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策**」「3. 特定個人情報の使用」の「リスク2」「リスク3」「リスク4」の具体的な管理方法に「クラウド移行作業時に関する措置」を加える。

⇒クラウド移行作業時のリスクに対する措置が必要なため。

○全項目評価「**III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策**」「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「再委託先による個人情報ファイルの適切な取り扱いの確保」の具体的な方法にクラウド事業者の選定条件等を加える。

⇒クラウドサービスの選定時において、適切に情報セキュリティが確保されているサービスを利用することが重要なため。